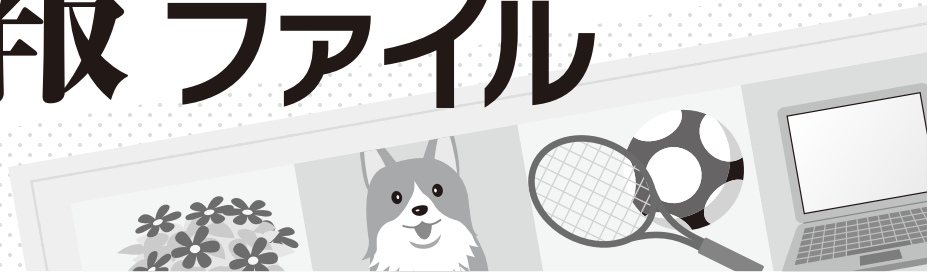


情報ファイル

information file



国保

国保加入者の皆さんへ 交通事故にあったら 届け出を

交通事故などでけがなどをした場合でも、国民健康保険（国保）を使って病院にかかることができます。

その場合は、すぐに警察へ届けると同時に、市役所市民窓口グループ（国民健康保険担当）にも届け出をしてください。

交通事故や傷害事件など第三者（加害者）から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がないかぎり、加害者が全額負担するのが原則です。したがって、国保を利用して医療を受けたときは、加害者が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替えて支払い、後で国保が被害者の代わりに加害者に請求することになります。

しかし、届け出の前に示談を結んでしまうと、その取り決めが優先し、加害者に医療費を請求できなくなる場合があります。示談を結ぶ前に、かならず届け出をお願いします。

次の場合は国保を使うことはできません

- ・被害者がすでに加害者から治療費を受け取っているとき
- ・業務上のけがのとき
- ・酒酔い運転、無免許運転などによるけがのとき

問合せ先

市民窓口グループ
☎5211111（内線261262）

相談

10月1日は「法の日」

法は、個人と個人との自由の調和を図り安定した社会生活を送れるようにする役割を果たしています。

法を身近に感じていただくために、裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、10月1日（火）からの1週間を「法の日」週間とし、毎年全国各地で各種の行事を実施しています。

各地の裁判所では、法や裁判手続に関する説明会や見学会などの催しを行います。（ウェブサイトを参照）

一人ひとりが法や裁判への理解を深めることは、それぞれの自由を尊重しながら安心して暮

らせる社会作りに役立ちます。この機会に法や裁判について考えてみてください。

問合せ先

名古屋家庭裁判所事務局総務課
☎052-253-0994
裁判所ウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/>

全国二斉司法書士会 無料法律相談会

法の日にならみ、司法書士会による無料法律相談会を行います。

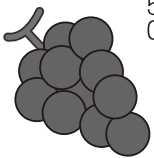
内容 土地建物の登記・法人の登記相続、遺言、売買、贈与、借金の整理など法律に関する事項

とき 10月1日（火）
午後1時～4時

ところ 市役所4階第5会議室
申込方法 9月27日（金）午後4時30分までに予約

※予約優先
予約先

愛知県司法書士会西三河支部
所属 予約担当司法書士
海藤洋文事務所
☎520150



土地家屋調査士会 による登記無料相談会

法の日に関連し、愛知県土地家屋調査士会が、隣接土地との境界問題や建物登記記録と建物課税台帳（未登記）が一致していないなどについて無料相談を行います。

※相談内容がわかりやすいように図面など（略図でも可）を当日持参してください。

とき 10月1日（火）
午後1時～4時

ところ 市役所4階第6会議室
問合せ先

愛知県土地家屋調査士会
岡崎支部
☎05641558851

善意をありがとうございました

（敬称略）

社会福祉協議会へ
久永正哲、コカコーラセ
ントラルジャパン株式会
社

